環境を守ろう

現在、日本国内はもとより国際的にも環境問題が大きくクローズアップされています。

特に身近な環境破壊問題として、廃棄物の不法投棄が大きな社会問題となっていることから、これらについて簡単にお知らせします。

1.廃棄物について

廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、さらに、これらの廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を発生するおそれがある性状を有する廃棄物を「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」に区分しています。(廃棄物の分類を参考にして下さい)

これら廃棄物の不法投棄は厳しく処罰されます。

罰則は

5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下の罰金)となっています。

廃棄物の不法投棄と思われる現場を見かけた場合には、最寄りの警察署 までお知らせください。

2.種の保存について

地球上にある動植物が開発等による環境破壊のほか、ペットや装飾品等の商業取引のための狩猟によって、絶滅の危機に瀕しています。

世界的な対策として国際取引を規制し、絶滅のおそれのある野生動植物を守ろうと1992年(平成4年)に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が制定され、現在約35、000種もの野生動植物の捕獲等が規制されています。

3.廃棄物の分類

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。

産業廃棄物とは

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物であること
- ・法で定める6種類及び政令に定める14種類に該当するものという2 つの要件を充たすことが必要であり、このいずれか一方の要件をかく場合は、一般廃棄物となります。

廃棄物の分類は下記のとおりです。

